

《上下水道管路情報の写しの交付について》

上下水道管路情報の写しの交付が必要な場合は、次の通り申請をお願いします。
法人の場合は法人名に加えて、担当者名を記載のうえ、申請をお願いします。

● 写しの交付申請について

次の図面について写しの交付を申請できます。

- (1) **管路図** : 公道埋設の上下水道配管図です。基図は航空写真となります。
・上水道: 配水管の管種・口径記載あり(給水管の内容については口頭で確認できます。)
・下水道: 管渠等の管種・口径記載なし(管渠等の内容については口頭で確認できます。)

※ 以下、個人情報が含まれますので、所有者(使用者)による申請、または必要と認められる場合(掘削工事に伴う埋設物確認等)で個人情報保護に関する誓約を行った場合のみ、交付が可となります。
また、交付にあたっては本人確認のため、本人であることが証明できるもの(免許証、社員証等)をご持参ください。

- (2) **竣工図** : 管路工事の竣工図面です。
(3) **給水台帳** : 給水装置の新設、改造、修繕にかかる竣工図面です。
(4) **排水設備台帳** : 排水設備の新設、改造、修繕にかかる竣工図面です。

● 委任状について

所有者(使用者)が給水台帳・排水設備台帳の写しの交付申請を代理人等に委任する場合は、委任状の提出をお願いします。委任状は、現在の所有者(使用者)の方の自署または記名押印によりお願いします。

現在の所有者(使用者)と、志賀町が管理する所有者(使用者)の情報が異なる場合は、変更手続をあわせてをお願いします。

また、所有者(使用者)の依頼を受けたことがわかる書類(給水装置工事申込書等)がある場合は、委任状は必要ありません。

● 管路情報の正確性について

志賀町が保有する管路情報は施工時のものであり、現況等が一致しない場合もあります。

● 手数料はかかりません。

● 申請は必要最小限な範囲とし、不必要に広範囲な申請はご遠慮ください。